# 居宅療養管理指導契約書

### 第1条(事業の目的)

- 1. ビオラ薬局が行う居宅管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ビオラ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
- 2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な 利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等を把握し、それらを踏 まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

#### 第2条(契約期間及び解除権)

契約期間は平成 年 月 日から解約までとする。但し契約解除については主治医の指示による指導であり、1週間以上の予告期間をもって事前に主治医へ連絡する事とする。

第3条(居宅療養管理指導の事業者及び担当責任者)

事業所 有限会社 エイエス ビオラ薬局

所在地 横浜市都筑区すみれが丘13-6

TEL 045-620-0648

代表 渡邊 達郎 担当責任者 鈴木 美恵

#### 第4条(契約の終了)

- 1. 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。
- 一、 第2条の利用者から事前に更新の合意がなく契約の有効期間が終了したとき、または解約の 意思表示がなされた時。

二、

- ① 利用者が介護保険施設や医療施設に長期的に入所又は入院した時
- ② 利用者について介護認定が受けられなかった時
- ③ 利用者が死亡した時

2.事業者(ビオラ薬局)は、契約の終了に当たり、必要があるとみられる場合は、利用者の指定する事業者等へ関係記録の引き継ぎ等できる限り行う。

### 第5条(損害賠償)

事業者(ビオラ薬局)は居宅療養管理指導の実施に当たって、利用者の生命・身体・財産の損害を与えた場合その損害を補償する。但し、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

### 第6条(守秘義務)

事業者(ビオラ薬局)は居宅療養管理指導の実施に当たって、サービス等を提供する上で知り得た利用者、家族の情報については、利用者又は第三者の生命・身体に危険がある場合もしくは、福祉施設、老健施設からの服薬に対する問い合わせがあった場合を除いて契約中、契約終了に係

わらず無断で第三者にもらすことはない。

## 第7条(契約外条項)

この契約及び介護保険法の関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定める。

### 第8条(苦情申し立て窓口)

当事業者のサービス提供にあたり、苦情や相談がある場合の連絡先 連絡先 TEL 045-620-0648 担当者 鈴木 美恵

上記の通り、居宅療養管理指導の契約を締結します。

令和	年	月	日					
	(利用者)	住所_						
		氏名_						印
		電話		_				
	(家族)	住所						
	. •							印
		雷託		_	_			

(事業者) 神奈川県横浜市都筑区すみれが丘13-6有限会社 エイエス ビオラ薬局 代表取締役 渡邊 達郎TEL 045-620-0648

